

令和5年度第5回射水市障がい者総合支援協議会議事録

日 時 令和6年2月7日（水）

午前10時～午前11時20分

場 所 射水市役所本庁舎3階

会議室302・303

1 議題

（１） 第3次障がい者基本計画・第7期射水市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）素案のパブリック・コメント実施結果について 資料1

（２） 第3次障がい者基本計画・第7期射水市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）（案）について 資料2

《質疑応答》

委 員： 重層的支援体制整備事業の整備促進について、市ホームページや広報で周知を図るとのことだが、文言だけではわかりにくいので、イメージ図を計画に載せた方がいいのではないかな。

事務局： イメージ図の掲載については、協議会の意見を踏まえ、最終案の検討時に改めて協議する。

委 員： パブリックコメントの9番目の意見の内容は、今回起きた能登半島地震の出来事と思われる。元旦という平時と違う状況で、障がい者との連絡がなかなか取れなかったことが予想される。また、避難所は開設まで時間がかかっていた。こうした事態に備えて、障がい者も含めた災害弱者の避難行動要支援者名簿への登録はしっかり行う必要がある。緊急時は避難が優先されるが、災害はいつ起きかわからないため、休日夜間も含めた安否確認の在り方も確認しなければならない。

また、先程、重層的支援体制整備事業についてのイメージ図の要望があったが、私も同意見である。意見がまとまり次第、早めに示してほしい。

委 員： 障がい福祉サービス利用者の方は、能登半島地震の発災時にどこに避難すればよいかかわからず、警察や消防、市役所等へ電話をしてもつながらず、困っていた。市で実施している防災訓練の際に、障がい者の避難訓練をすることはできないか。

また、障がい者の名簿登録が進んでいないのではないかな。主管課だけでなく、社会福祉課や障がい福祉サービス事業所も、障がい者やその家族へ

名簿登録の手続きを案内したらよいのではないかと。制度の周知に繋がる具体的な取り組みをしてほしい。

また、障がい特性に応じた避難場所や避難所での過ごし方についての周知も大切である。障がい者は避難行動だけでなく、避難先の過ごし方も混乱する。避難できない場合に自ら備える「0（ゼロ）次避難」の周知も出来ないだろうか。

事務局：今年度は、七美地域振興会で市の総合防災訓練を実施し、障がい者支援施設のいみず苑からも参加いただいた。また、ケアハウス万葉の高齢者は、はしご車の避難訓練に参加された。今後、市は年に1回各地域で総合防災訓練を行う予定であり、引き続き、地域の特別養護老人ホームや福祉サービス事業所の参加を検討していく。

今回の地震発生時には、1月2日から民生委員児童委員と地区社会福祉協議会の方が、自分自身も被災者でありながら、避難行動要支援者名簿登録者の安否確認のために早々に回られており、この場を借りて感謝申し上げたい。

また個別避難計画につきましては、避難経路も含めて検討するという事になっている。高齢者の方はケアマネージャー、障がい者の方は相談支援専門員の協力も得ながら取り組んでいきたい。

福祉避難所の体制については、自助としての準備も含めて、避難が必要な方へ十分周知し、今回の発災を振り返りながら検討していきたい。

委員：災害時は近くへ避難するしか方法がなく、一次避難はやむを得ないのではないかと。地震の際の避難経路は計画通りに行けないのではないかと。まず、一次避難所に集まり、その避難所での生活が難しい場合は、障がい種別ごとに避難先を考えることになるのではないかと。今後の福祉のためにも、今回の地震の経験を計画に生かしてほしい。

委員：水は、飲料以外に、医療的ケアのために必要とされる場合がある。災害避難の際には、医療的ケアに必要な水がどこでも提供できる体制を考えてほしい。また、携帯電話など持たずに避難して亡くなった場合、避難行動要支援者名簿が身元確認に役立ったと聞いている。台帳登録は大事である。警察や自衛隊の救助が来るまでは、民生委員や自治会の方々が中心となり自主避難所を運営することになる。その役割分担のイメージ図があると、災害時には動きやすいのではないかと。

事務局：頂いたご意見は今後の参考とする。

委員： 計画の事業 No. 63、障がい者グループホーム整備事業補助金について伺いたい。障がい者の高齢化が進んでおり、今後はグループホームが必要になってくると考えられる。その場合、社会福祉法人や NPO 法人がグループホームを建設し、その費用に対する補助を行うことになるのか。施設整備を進めることだけでなく、働く職員の確保と質の向上も必要である。重度障がい者への支援は難しい。

計画の事業 No. 132 避難行動要支援者名簿の件だが、知的障がい者団体のある支部では名簿登録者がいなかった。この制度は、自力での避難が困難で家族等の支援も受けられない方が対象となっているからではないかと考えている。ただ、災害時に自力での避難に不安を感じており、今後は名簿の登録を考えていかなければいけないのではないかと。

ただし、名簿の登録の際には、近所の人など支援者を記載する必要があるが、支援者が災害時に実際に支援できるのかどうか考えなければならぬ。この問題は、障がい者団体と協力しながら検討していきたい。

事務局： 現在、事業者からグループホームの建設に関する相談はいくつかあるものの、建設の予定はない。人員基準や人材確保が問題となっているのではないかと考えている。障がい者やその家族から要望があることは受け止めて、整備に向けた取り組みの検討を行っていく。

避難行動要支援者名簿の登録や確認は、社会福祉協議会の関係者の方に訪問を依頼して行っている。障がい者や高齢者ではない家族と生活する方は、対象者名簿に含まれていないこともあり、この制度の周知が行き届いていない。

社会福祉協議会から説明を受けていない方で、制度の説明を希望する場合は、出前講座などにより申請手続き等をご案内したい。

委員： 市の精神障がい者の地域移行は、県が作成する数値目標に基づいて設定されている。日本は長期入院患者が多い。多岐にわたる介護・医療面の支援制度があるものの、本人が支援を拒否することも多く、地域移行が進んでいないのが現状であるが、目標数値の達成に向けて取り組んでほしい。

実効性のある避難行動要支援者名簿の作成は必要である。市の防災計画は風水害中心だったと思うが、今後は地震の観点も組み込んでほしい。

自分で動けない方を避難させるのは難しい。高齢者が多い介護施設は、エレベーターが停止すると外へ避難できず、垂直避難しかない。夜間や休日など職員が少ない状況では、動けない高齢者や障がい者を避難させるために外部からの援助が必要となるのではないかと。

委員： 計画に医療的ケア児に関するものが見当たらない。来年度に予定されて

いる射水市こども家庭センター設置についても伺いたい。

事務局：こども家庭センターの設置は、今年の4月以降、国のこども基本法の努力義務とされている。本市では4月からこども家庭センターを設置し、妊娠期から切れ目のない支援を行う体制を整える。

来年度の子ども子育て支援計画の見直しのため、アンケートの実施を予定している。その際に医療的ケア児の保護者などからも意見を聞きながら、子ども子育て支援計画において、施策を設定してまいりたい。

委員：福祉人材確保や当事者参加に関する数値目標がない。今後、設定してほしい。また、住まいに関する支援として、グループホームの建設があげられているが、国が進めている民間の空き家などを活用した居住支援の取り組みを参考にしたらよいのではないか。当事者がこの計画を読んで夢をもてるような内容にしてほしい。もう少し市の考え方を示してほしい。

委員：4月から始まる合理的配慮の提供の義務化について説明してほしい。

事務局：障害者差別解消法の改正に伴い、事業者による障害のある方への合理的配慮が令和6年4月から義務化される。

日常生活や社会生活の中において、障がいのある人の活動を制限されてしまう場合には、その社会的バリアを取り除く必要があり、合理的な配慮の提供を求められる。合理的配慮の提供にあたっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要である。

委員：福祉分野の人材が不足し、どこも人手が足りない。能登半島地震の被災地の避難所なども同様だと聞いている。今後は、インクルーシブ教育や学校における人権教育、福祉教育の推進について、これまでと同じやり方では進んでいかないのではないか。ひとり親家庭、ヤングケアラーの子どもたちが多くなっており、経済面の不安なく安心して学べる環境が必要である。そうした子どもたちの学びや働く場所について、市がサポートして確保する支援することで人材確保につながるのではないか。

このままでは、若者の県外流出による人手不足が深刻化する。福祉教育に対する支援を盛り立てていく必要があるのではないか。